

# 処分通知等のデジタル化に係る「正会員の 外務員等の処分に係る手続に関する規則」 等の一部改正（案）に関するパブリックコ メントの募集について

---

2025年10月24日



JSTOA

一般社団法人

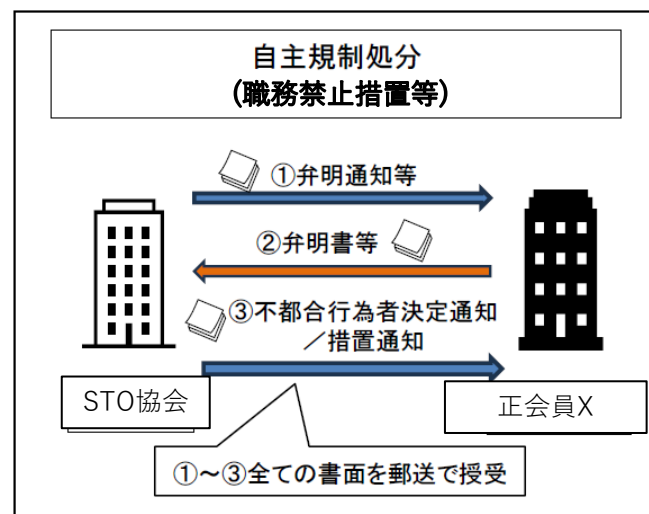
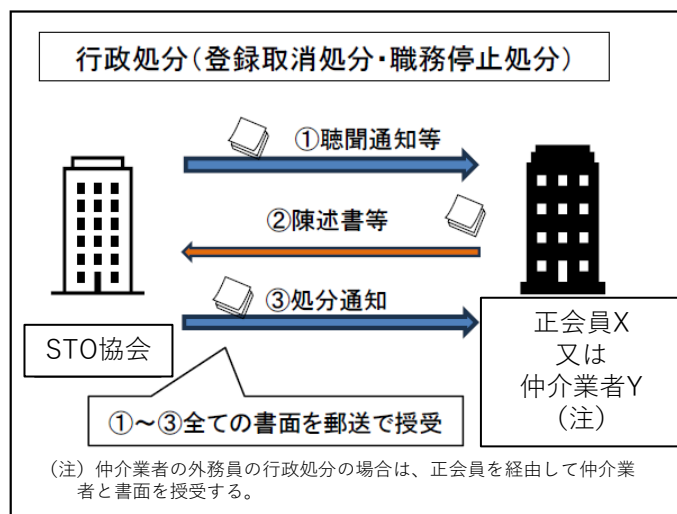
**日本STO協会**

Japan Security Token Offering Association

# 1. 改正の趣旨

## (1) 本協会の外務員等処分の処分通知等の現状

- 本協会が行う外務員等処分には、国からの委任を受けて行う行政処分と、自主規制機関としての本協会が独自で行う自主規制処分がある。
- これらの処分にあたっては、行政手続法、金融商品取引法及び「正会員の外務員等の処分に係る手続に関する規則」（以下「処分手続規則」という。）に定めるところにより、聴聞又は弁明に関する通知等を行い、処分が決定した場合は処分対象者等に対して処分の通知を行っているが、これらの通知等については、当該法令規則において書面で行うことが規定されていることから、現状、書面を郵送する方法により、通知等を行っている。
- 外務員等処分の不服申立てを本協会が受ける場合における不服申立書等も書面によることとなっている。
- また、正会員に対する会社処分においても同様の対応を行うこととされている。



# 1. 改正の趣旨

## (2) 国の行政処分に係る処分通知等の状況

- 現在、各府省庁においては、令和7年末までに、原則全ての申請等をデジタル化するように検討が進められている。併せて、国や地方自治体が行う行政処分についても、デジタル庁が「処分通知等のデジタル化に係る基本的な考え方」（令和5年3月31日）を公表し、さらなるデジタル化を推進するとともに、デジタル手続法の整備を通じて、必要な措置を講じることにより処分通知等の文書発出をオンラインで行うことが可能となっている。
- このような状況を踏まえ、今般、本協会が行う外務員等処分に関する処分通知等のデジタル化を図るため、処分手続規則及び「正会員の従業員等に係る自主規制処分の不服申立てに関する規則」（以下「不服申立規則」という。）の一部を改正することとする。

### デジタル庁の「処分通知等のデジタル化に係る基本的な考え方」（一部抜粋）

#### 2.2 構造改革のためのデジタル原則

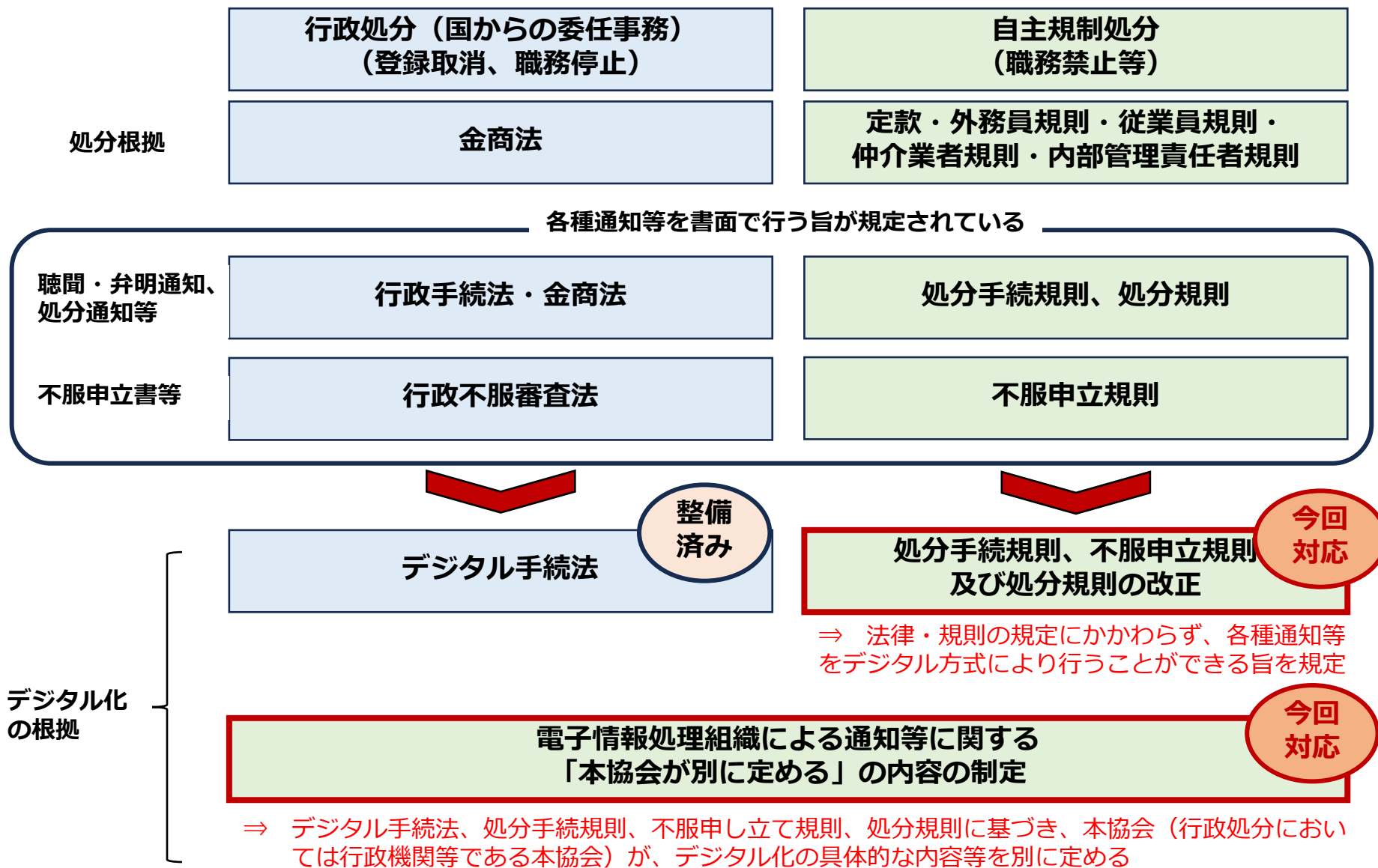
令和3年12月にデジタル臨時行政調査会が作成した「デジタル時代の構造改革とデジタル原則の方向性について」においても、「①デジタル完結・自動化原則」として、行政手続についてのエンドツーエンドでのデジタル対応を実現することが、第一に掲げられている。

上記2.1のデジタル手続法の規定の趣旨等も踏まえ、各府省庁において、原則全ての申請等について、令和7年末までにデジタル化を図ることとしている。

また、令和3年度からは、年間手続件数が10万件以上の原則全ての手続について、前後の手続を含め、エンドツーエンドでデジタル化が図られるよう、各府省庁でオンライン利用率引上げの「基本計画」を定め、取組が進められている。

以上のように、エンドツーエンドでのデジタル完結を求めるデジタル手続法の趣旨やデジタル原則等を踏まえ、令和7年末に向けて、原則全ての申請等のデジタル化の検討が進められていることから、併せて処分通知等のデジタル化についても進める必要があり、これは情報システムの整備や業務改革（BPR）の観点からも効果的であると考えられる。

## 2. 改正の概要



### 3. デジタル化の対象となる処分通知等

デジタル化の対象は、本協会と正会員、金融商品仲介業者又は外務員等個人（個人金融商品仲介業者を含む。以下同じ。）（注1）との間で授受される外務員等処分及び不服申立て（注2）並びに正会員処分に関する書面とする。ただし、外務員等個人との間で授受する書面は、送付先の把握や本人確認が困難なケースが多いことから、「本協会がデジタル方式で行うことが適当と認める場合」のみデジタル化の対象とする。

- （注1）外務員等処分の対象者は正会員（金融商品仲介業者の外務員の行政処分の場合は金融商品仲介業者）であり、処分通知等の名宛人も正会員（又は金融商品仲介業者）であるが、外務員等処分は、処分の原因となった法令等違反行為を行った外務員等個人にも影響を与えるものであるため、当該外務員等個人も処分内容を認知することができるよう、当該外務員等個人が退職している場合には、処分手続規則に基づき、本協会から当該外務員等個人にも、聴聞・弁明通知及び処分通知を郵送することとしている。
- （注2）外務員等個人は外務員等処分について本協会に不服申立てを行うことができ、正会員は外務員等処分のうち自主規制処分について本協会に不服申立てを行うことができる。

#### **(1) 本協会（聴聞・弁明の主宰者及び不服申立てにおける審理員を含む。以下同じ。）から正会員、金融商品仲介業者又は外務員等個人に行う通知等**

- ① 聴聞に関する通知等：聴聞通知書、聴聞期日続行通知書等
- ② 弁明に関する通知等：弁明通知書、弁明の期日開催決定書、弁明の期日続行通知書等
- ③ 処分通知書
- ④ 不都合行為者決定通知書/決定しない通知書
- ⑤ 外務員の職務禁止措置決定通知書/決定しない通知書
- ⑥ 営業責任者配置禁止措置決定通知書/決定しない通知書
- ⑦ 内部管理責任者配置禁止措置決定通知書/決定しない通知書
- ⑧ 不服申立てに関する書類：弁明書、反論書、意見書等

#### **(2) 正会員、金融商品仲介業者又は外務員等個人から本協会宛に提出する書類**

- ① 聴聞に関する書類：陳述書、非公開の要望書、聴聞期日変更申出書、参加人許可申請書等
- ② 弁明に関する書類：弁明書、弁明の期日開催申出書等
- ③ 不服申立てに関する書類：不服申立書、不服申立て取下げ書、反論書、意見書等

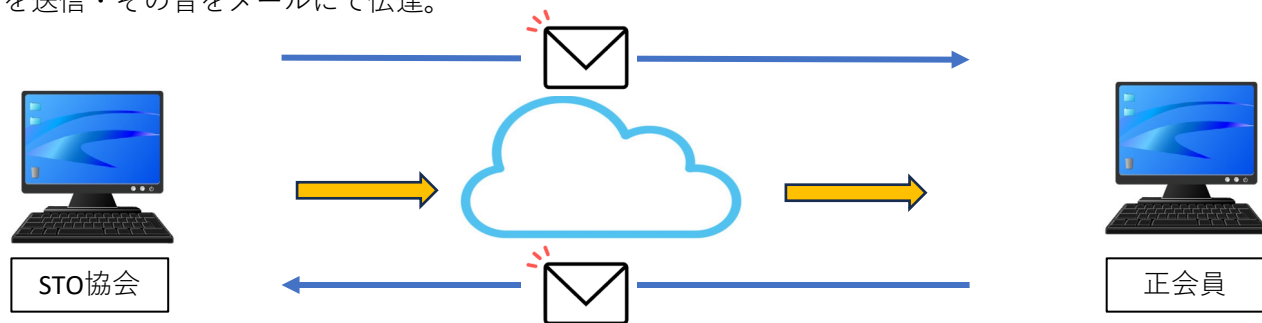
## 4. 処分通知等のデジタル化の具体的な内容

### 1. 処分対象者である正会員との間で授受する通知等

(1) 本協会（聴聞・弁明の主宰者等を含む）から正会員宛てに送付する通知等

① 本協会が、情報セキュリティが十分確保されたオンラインストレージ（以下「オンラインストレージ」という。）を利用して、通知等を送信・その旨をメールにて伝達。

② 正会員が通知等をダウンロード

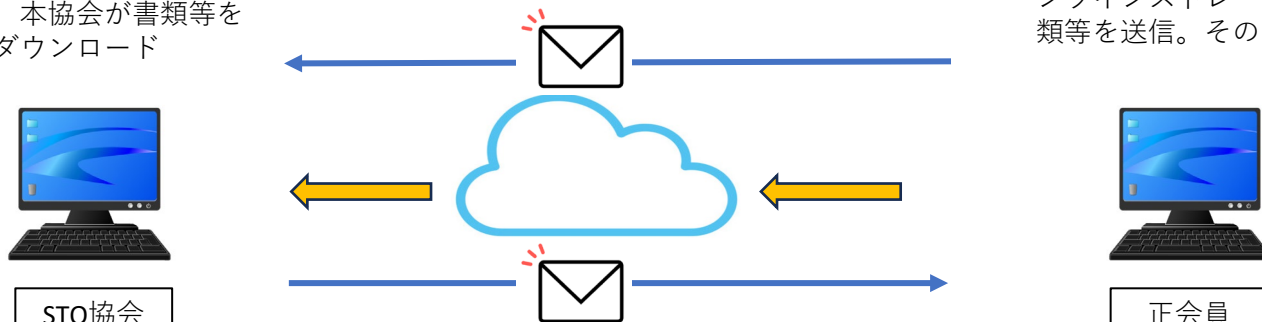


③ 正会員が受領メールを送信

(2) 正会員から本協会に提出する書類

② 本協会が書類等をダウンロード

① 正会員が本協会が認めたオンラインストレージを利用して、書類等を送信。その旨をメールで伝達。

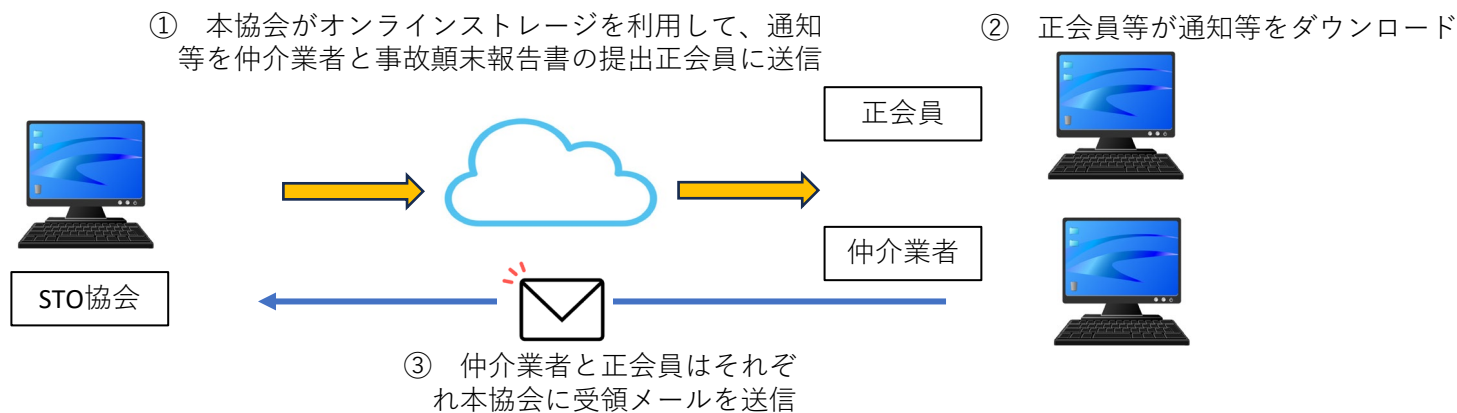


③ 本協会が受領メールを送信

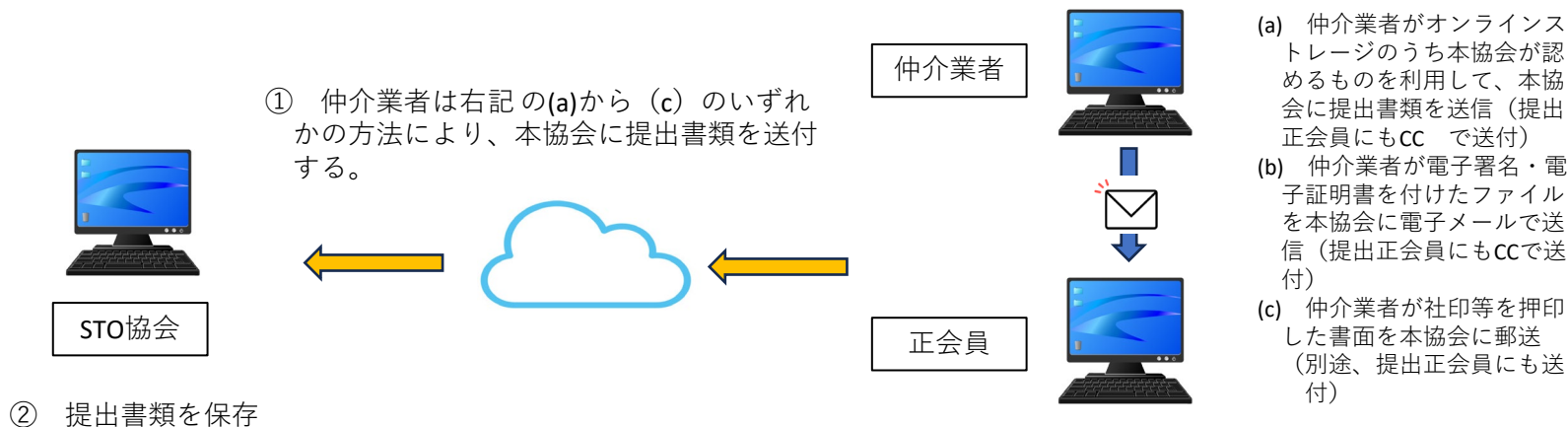
## 4. 処分通知等のデジタル化の具体的な内容

### 2. 処分対象者である金融商品仲介業者との間で授受する通知等

(1) 本協会（聴聞・弁明の主宰者等を含む）から金融商品仲介業者宛てに送付する通知等



(2) 金融商品仲介業者から本協会に提出する書類

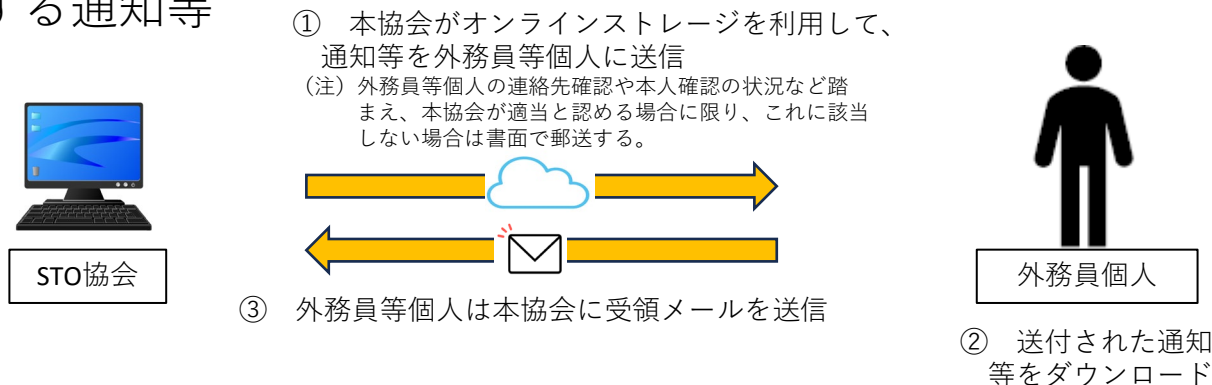




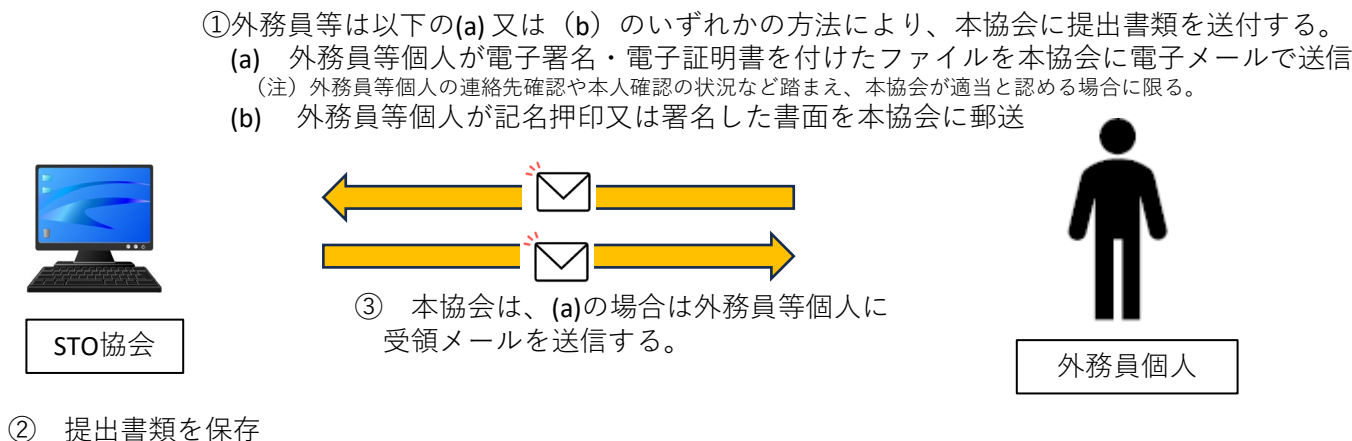
## 4. 処分通知等のデジタル化の具体的な内容

### 3. 外務員等個人との間で授受する通知等

#### (1) 本協会（聴聞・弁明の主宰者等を含む）から外務員等個人宛てに送付する通知等



#### (2) 外務員等個人から本協会に提出する書類





## 5. 規則改正案

---

### <<改正対象規則>>

- ① 「正会員の外務員等の処分に係る手続に関する規則」
- ② 「協会員の従業員等に係る自主規制処分の不服申立てに関する規則」
- ③ 「処分等に関する規則」

### <<改正案>>

別添規則改正案参照

## 6. スケジュール

| 年月日                         |                 |
|-----------------------------|-----------------|
| 2025年10月17日                 | 自主規制委員会審議       |
| 2025年10月24日                 | 理事会においてパブコメ案を審議 |
| 2025年10月24日～<br>2025年11月21日 | 規則改正案のパブコメ募集    |
| 2025年11月28日                 | 自主規制委員会審議（注）    |
| 2025年12月05日                 | 理事会（注）          |
| 2025年12月05日                 | 改正規則の施行日        |

（注）パブリックコメント募集時の案の内容について変更を求める意見がない場合は、当該案に沿った規則改正等（軽微な語句修正等を含む。）の了承を委員長・会長に一任し、原則として、委員会及び理事会における改めでの審議は行わない。この場合、表に記載の日程より早い日程となる。

